

特別養護老人ホーム ぬくもりの里島立 利用単位表①

(ユニット型指定介護老人福祉サービス) 1割負担の方

令和2年4月1日

※1単位=10.14円での計算になります。端数が出るため、日数によって料金が変わります。合計額は加算単位が含まれていない目安となりますのでご承知おき下さい。

<利用者負担第1段階> (住民税非課税世帯の方で老齢福祉年金受給者の方)

介護度	施設利用単位①	食費	居住費	合計(31日)
要介護1	638 単位/日	300 円/日	820 円/日	54,775 円
要介護2	705 単位/日			56,881 円
要介護3	778 単位/日			59,176 円
要介護4	846 単位/日			61,314 円
要介護5	913 単位/日			63,420 円

<利用者負担第2段階>

(住民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入の合計が80万円以下の方)

介護度	施設利用単位①	食費	居住費	合計(31日)
要介護1	638 単位/日	390 円/日	820 円/日	57,565 円
要介護2	705 単位/日			59,671 円
要介護3	778 単位/日			61,966 円
要介護4	846 単位/日			64,104 円
要介護5	913 単位/日			66,210 円

<利用者負担第3段階> (住民税非課税世帯の方で上記に該当しない方)

介護度	施設利用単位①	食費	居住費	合計(31日)
要介護1	638 単位/日	650 円/日	1,310 円/日	80,815 円
要介護2	705 単位/日			82,921 円
要介護3	778 単位/日			85,216 円
要介護4	846 単位/日			87,354 円
要介護5	913 単位/日			89,460 円

<利用者負担第4段階> (上記以外の方)

介護度	施設利用単位①	食費	居住費	合計(31日)
要介護1	638 単位/日	1,630 円/日	2,006 円/日	132,771 円
要介護2	705 単位/日			134,877 円
要介護3	778 単位/日			137,172 円
要介護4	846 単位/日			139,310 円
要介護5	913 単位/日			141,416 円

その他自己負担していただくもの

・医療費	・特別な食事の提供
・教養、娯楽費	・個人通信費(電話・PC等)
・理美容代	・電気製品持込料金
・クリーニング代	・日常生活用品費等
・複写物の交付	

特別養護老人ホーム めくもりの里島立  
加算単位表②

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位/日	介護福祉士が60%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12単位/日	介護福祉士が50%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位/日	常勤職員が75%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日	勤続年数3年以上の者が30%以上配置
看護体制加算(Ⅰ)	4単位/日	常勤看護師1名以上配置
看護体制加算(Ⅱ)	8単位/日	看護職員の配置が25:1以上
夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	18単位/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員が最低基準を1以上上回っている
個別機能訓練加算	12単位/日	個別機能訓練計画の作成と実施
栄養マネジメント加算	14単位/日	栄養ケア計画の作成と栄養管理の実施
初期加算	30単位/日	入所30日を限度
外泊時費用	246単位/日	病院への入院を要した場合、及び居宅における外泊を認めた場合、一月に6日を限度とする。
療養食加算	6単位/回	医師の発行する食事箋に基づいて提供。 例) 糖尿病食・心臓病食
低栄養リスク改善加算	300単位/月	多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成・実施
経口移行加算	28単位/日	原則180日限度
経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	医師の指示に基づいて関係職員が協働して食事の観察等を行い、経口維持計画の策定及び実施をしている場合であって医師の発行する食事箋に基づき栄養管理を行った場合
経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月	(Ⅰ)に協力歯科医等が加わった場合
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	歯科医師又は歯科衛生士の助言、指導に基づく口腔ケアの実施
褥瘡マネジメント加算	10単位/月	褥瘡リスクの評価・褥瘡予防ケア計画の作成・管理(3カ月に1回を限度)
日常生活継続支援加算	46単位/日	要介護4～5の入所者が70%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上又はたんの吸引等が必要な入所者が15%以上介護福祉士の配置が6:1以上
看取り介護加算		入所者・家族の同意を得た計画に基づき施設における一連の看取り介護を行った際、死亡日から30日を上限に加算。
	144単位/日	死亡日以前4日以上30日以下
	680単位/日	死亡日以前2日又は3日
	1280単位/日	死亡日
退所前後訪問相談援助加算	460単位/回	入所中1～2回及び退所後1回程度
退所時相談援助加算	400単位/回	退所時1回限度
退所前連携加算	500単位/回	退所時1回限度
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(①の単位数+②の単位数)×0.083=介護職員処遇改善加算単位	表の①の合計単位と裏の②の合計単位を合算して0.083を乗算したものが単位になります。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(①の単位数+②の単位数)×0.027=介護職員等特定処遇改善加算単位	表の①の合計単位と裏の②の合計単位を合算して0.027を乗算したものが単位になります。